

評議員の任期に関する運用内規

制定 平成13年10月24日

定款第38条に規定する評議員の任期は、評議員の選任にかかる理事会終了の時に始まり、任期満了に伴う次期評議員の選任にかかる理事会終了の時に終わる。ただし、第13期評議員の任期は、第12期評議員の任期

満了の翌日からとする。

附 則

1. この内規は、制定の日（平成13年10月24日）から施行する。